

令和3年度

「事業再編計画策定補助金」

募 集 要 領

令和3年11月

国土交通省

1. 事業の概要・目的

国土交通省では、事業再編計画策定費補助金事業の対象事業の募集を実施いたします。

この補助事業は、造船法（昭和二十五年法律第129号）第11条第1項に規定する事業基盤強化に関する計画（以下「事業基盤強化計画」という。）のうち事業の構造の変更（以下「事業再編」という。）を伴う事業基盤強化計画の策定にあたり、必要な相手先企業のシステム連携、財務・法務上の健全性等の調査及び価値算定調査等（以下「調査等」という。）に要する経費を補助することにより、当該計画の策定を促進し、これに基づく事業再編を促進することで、我が国船舶産業の活性化及び国際的な競争力の強化を図ることを目的とします。

応募のあった案件については、上記目的の達成が期待できるか否かなどを評価し、支援する事業を選定することとしております。

2. 課題提案の要件

(1) 対象事業

本事業は、上記1.の目的のとおり、事業基盤強化計画の策定を促進し、これに基づく事業再編を促進することで、我が国船舶産業の活性化及び国際競争力の強化を図ることを目的としているため、事業再編を伴う事業基盤強化計画を策定するために必要な調査等を対象事業とします。

(2) 応募資格

補助事業の実施を希望する者（以下「提案者」という。）は、次の要件を満たす民間企業である必要があります。

- ① 補助対象事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- ② 補助対象事業の成果を活用して策定する事業基盤強化計画に基づき、構造の変更を行う主体であって、当該変更を実施する能力が見込まれること。
- ③ 補助対象事業の成果を活用して策定する事業基盤強化計画の内容に基づき、生産性の向上等を実施する能力が見込まれること。

なお、本事業に対して複数の者が共同で提案することができます（共同で補助事業を実施する場合には、自己が実施する分に限り、上記要件を満たしてください。）。

(3) 募集期間等

提案を募集する期間は、下記①のとおりと致します。

提案書類（別紙 提案様式中様式1及び様式2）に必要事項を記載したもの1部並びにそれらの書類の電子ファイルを格納したCD-Rを、①の募集期間内に下記②まで郵送により提出してください。

提案書類は、A4版で印刷し、必ず通しページを下段中央に付した上で、左上をクリップ止めしてください。また、簡易書留等を利用し、配達されたことが証明できる方法によって提出してください。

なお、提出された提案書類等は返却致しません。

- ① 募集期間：令和3年11月12日（金）から令和4年1月28日（金）

※ 予算に達し次第、受付を終了いたします。

※ 募集に際しては毎週土曜日から翌週の金曜日（当日消印有効）までを一つの募集区分として区切ることとし、同一募集区分内に複数の事業提案の応募があった場合にあっては、同時点での応募があったものとみなして、採択可否の審査を実施することとします。

② 提出場所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号

国土交通省 海事局 船舶産業課 宛

（封筒に【事業再編計画策定補助金提案書在中】と朱書き願います。）

提出された提案書類に不備がある場合には、提案書類を受理できませんのでご注意ください。

（4）補助金の額等

- ・補助金予算総額：約2千万円（令和3年度当初予算分）
- ・事業計画期間：令和3年度末までの間
- ・補助金の額：1/2以内（補助の対象となる経費は、「別紙A」参照）。最終的な交付決定額については、予算枠や審査結果等を踏まえ、応募申請額に対して調整のうえ決定させて頂く場合があります。

3. 応募にあたっての留意事項

（1）法令等の適用

補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）に定めるもののほか、国土交通省が定めるところにより実施されるものとします。

（2）重複補助の禁止

国から同種の主旨による補助金などの交付を受ける場合には、本補助金は交付しないものとします。また、同一の調査事業内容について、これまでに国から同種の委託費又は補助金を受けている場合は、本補助金の申請を行うことはできません。

（3）補助金額確定の要件

本助成金は、上記1.の目的のとおり、事業基盤強化計画の策定を促進し、これに基づく事業再編を促進することで、我が国船舶産業の活性化及び国際競争力の強化を図ることを目的としていることから、事業終了時には実績報告書及び本事業の実施内容を踏まえた事業基盤強化計画（案）に加え、事業基盤強化計画（案）の主要事項に対するメインバンクその他の資金提供者からの融資内定通知書等（自己資金のみで行う場合は、それに相当するもの）又は補助事業に係る事業再編の最終契約書を提出することを補助金の額の確定の条件とします。

（4）成果普及等への協力

補助事業終了後に、補助事業の成果を業界全体に還元することを目的とし、事業基盤強化計画（案）のうち、公開可能な内容についての資料の作成のご協力の程お願い致します。

4. 課題の選定

(1) 選定の方法

事業再編計画策定補助金の補助対象事業は、募集期間内に応募があった事業の中から選定します。なお、必ずしも応募があった事業提案全てが選定され、希望額どおりに補助を受けることができるとは限りません。

(2) 選定基準

事業再編計画策定補助金の選定に当たっては、以下の観点から審査を行います。下に示す事項に基づき、総合的に評価します。

○形式審査

- ① 補助対象事業の事業主体が、2.(2) 応募資格の要件を満たしていること。
- ② 補助対象事業の事業期間が適切であること。

○内容審査

- ① 提案内容が具体的であり、事業構造の変更を伴う事業基盤強化計画の策定が着実に進むことが期待されること。
- ② 本調査事業を踏まえて策定した事業基盤強化計画に基づき、事業再編の早期の実現が期待されること
- ③ 調査事業の実施体制が確保されていること。
- ④ 調査事業の計画設定が妥当であり、実施方法、スケジュール及び費用等が具体的かつ合理的に策定されており、費用対効果が高いこと。

(3) 結果の通知

課題が選定された後、一週間以内を目途に提案者に対して選定結果についてに通知します。なお、選定されなかった理由や選定過程の問い合わせには応じられません。

(4) 虚偽記載等に対する措置

提案書類への虚偽記載等が判明した場合は、評価結果の如何に拘わらず不採択とします。また、交付決定を通知した後に判明した場合には当該交付決定を取り消し、判明した時点において既に補助金を交付している場合には当該補助金の返還を求めます。

5. 成果評価の実施

補助事業者に対し、事業目的の達成度合いを判断する目的で、年度末に成果評価を行います。

また、本調査事業終了後5年間、成果の活用・普及活動、実用化への進展状況等に関するフォローアップ調査を行うことがあります。

6. 秘密の保持

提案書類は補助事業の選定にのみ使用し、提案者の了解なしに内容等の公表は行いません。

7. 応募に関する問い合わせ先

連絡先 : 国土交通省 海事局 船舶産業課 鳴倉

電話番号 : 03-5253-8634

メールアドレス : hqt-i-shipping_production@gxb.mlit.go.jp

なお、選定の経過等に関する問い合わせには応じられません。日本語のみ可。

補助対象経費について

1. 補助対象経費の範囲

補助対象経費は、事業構造の変更を伴う事業基盤強化計画の策定に際しての必要な調査及び策定支援等に要する経費とします。その項目は、デューデリジェンス費用、価値算定費用、M&A等アドバイス費用及び弁護士費用であり、コンサルタント及び弁護士等の専門家等に調査や検討を依頼する経費（委託費）です。各項目の内容は下表を参照してください。なお、以下の経費は補助対象経費に一切含まれませんので、ご注意ください。

- ・事業主体に係る経費（人件費、旅費、報告書作成費等）及び調査委託以外の経費
- ・補助事業とそれ以外の事業との切り分けを明確にすることが困難である経費
- ・補助金の額の通知日以前に契約が締結された調査委託の経費

（注）申請内容に関連する調査を別途予定し、又は現に行っている場合は予め相談ください。

また、提案に際しては、補助事業の実施に必要な経費を下表の項目に区分してください。なお、補助金交付申請時には、各項目の詳細な積算根拠を提示していただきます。

表. 補助対象経費

	経費区分	補助対象
1	デューデリジェンス費用	事業、財務、税務、法務、IT及び環境等の各種デューデリジェンス実施に関する費用
2	価値算定費用	企業価値・事業価値・株式価値等の価値算定に関する費用
3	M&A等アドバイス費用	シナジー分析、ストラクチャー検討等に関する費用
4	弁護士費用	独占禁止法対応等の事業再編に伴い必要な法的対応に関する費用

2. 補助対象経費の注意事項

（1）補助事業実施に直接かかる経費のみ補助対象となります。間接的に必要となる経費（管理費・事務費等）は補助の対象となりません。

なお、以下の経費は補助対象経費に一切含まれませんのでご注意ください。

- ①補助事業の事業主体に係る経費（人件費、旅費、報告書作成費等）及び調査委託以外の経費
- ②補助事業とそれ以外の事業との切り分けを明確にすることが困難である経費
- ③補助金の額の通知日以前に契約が締結された調査委託の経費

※申請内容に関する調査を別途予定し、又は現に行っている場合は予めご相談ください。

（2）補助金に係る消費税の仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）を減額して交付

申請をしてください。ただし、申請時において仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではありません。

選定結果の通知から補助金交付決定までの流れは以下のとおりとなります。

